

搬入搬出の手引き

倉敷市資源選別所

倉敷市資源選別所の搬入搬出の手引き

1. 場所

倉敷市水島川崎通1丁目18番

2. 受入れ時間及び休業日

(1) 受入時間

ア. 平日 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

(注1) JFEスチール（株）西日本製鉄所倉敷地区（以下「JFE」という。）西門の入出門時間は、午前8時30分から午後5時までとなっております。

(2) 休業日

ア. 土曜日、日曜日、祝祭日

イ. 12月29日から1月3日まで

ウ. その他資源選別所が指定する日

3. (収集したびん等資源物の) 搬入手順

(1) JFE西門に到着した搬入車両（登録車両）は、ダッシュボードの上に所定の登録表示板を置き、必ず係員に通門許可証（JFE発行）を提示し、入門許可を得てください。

(2) 入門許可を得た後は、積載したコンテナ等の飛散・落下防止等の措置を講じ、指定された経路に従って慎重に通行してください。

(3) (財) 岡山県環境保全事業団（以下「事業団」という。）計量所に到着した車両は、係員に、コンテナの数、パレットの数、収集地区名（他の地区的車両を借り受けた場合のみ）について搬入連絡票を提出し、計量を受けてください。なお、その際に、車両検査証その他必要書類の提示を求められた場合は、これに応じてください。

(4) 洗浄のためにコンテナを搬入した場合は、計量を受けずに直接、資源選別所へ持ち込んでください。

(5) 資源選別所では、係員の指示に従ってコンテナ（パレット積みの場合は、選別所の職員がフォークリフトにより降ろす）を降ろしてください。

(6) コンテナを降ろした後は、搬入車両は原則として搬入時と同数のコンテナとパレットを積み込んで（パレット積みの場合は、選別所の職員がフォークリフトにより積み込む）指定された経路に従って資源選別所から退出してください。

なお、搬入時と異なる数のコンテナ等を搬出する場合は、必ず係員の了解を得てください。

(7) 荷降ろしの終わった搬入車両は、再度事業団計量所で計量を行い、資源化物搬入票を受け取ってください。

- (8) 搬入車両は、入門する時と同様、JFE西門を出門する時に、所定の登録表示板と通門許可証を必ず係員に提示してください。

4. (選別後のカレット、生きびん等資源物の) 搬出手順

- (1) JFE西門に到着した搬出車両（登録車両）は、ダッシュボードの上に所定の登録表示板を置き、必ず係員に通門許可証（JFE発行）を提示し、入門許可を得てください。
- (2) 入門許可を得た後は、JFE敷地内を指定された経路に従って慎重に通行してください。
- (3) 事業団計量所に到着した車両は、係員に、搬出連絡票を提出し、計量を受けてください。なお、その際に、車両検査証その他必要書類の提示を求められた場合は、これに応じてください。
- (4) 資源選別所では、係員の指示に従って停車し、生きびんまたはカレットの積上げを行なってください。
- (5) 荷上げ後、搬出車両は、資源選別所内の指定された経路に従って退出してください。
- (6) 荷上げの終わった搬出車両は、再度事業団計量所で計量を行い、資源化物搬出票を係員から受け取ってください。
- (7) 積載した生きびん又はカレット等の飛散・落下防止等の措置を講じ、JFE敷地内の指定された経路に従って慎重に通行してください。
- (8) 搬出車両は、入門する時と同様、JFE西門を出門する時に、所定の登録表示板と通門許可証を必ず係員に提示してください。また、資源化物搬出票を係員に手渡してください。

5. 運搬及び搬入時注意事項

- (1) 通門許可証（JFE発行）は、各自必ず携帯してください。
- (2) 搬出入車両は、あらかじめ登録した車両とします。（テロ対策のため、未登録車両の通行は禁止されています。また、登録手続きは、事業団以外に、JFE倉敷環境・防災室・総務室へ必要であり、申請から登録まで時間がかかります。）
- (3) JFE敷地内においては、JFEが定めた通行要領及びJFE倉敷環境・防災室・総務室の指示を遵守してください。
- (4) JFE敷地、事業団敷地及び資源選別所では、指定された経路に従って通行してください。また、指定された場所以外での駐停車及び喫煙等火気の使用は禁止されています。
- (5) 上記各号に違反する場合には、退去及び入門禁止・停止等の措置を受けることがあります。
- (6) JFE敷地、事業団敷地及び資源選別所内で交通事故が発生した場合は、直ちに保安センター（TEL 447-2337）と 資源選別所（TEL 447-4850）へ連絡し、その指示に従ってください。